平成２８年（フ）第４８４号
熊本市東区新南部２丁目６番51号　松井マンション202
破産者　村田　雅彦
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７１１号
神奈川県平塚市公所384番地の１
破産者　菅谷　由香
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５８号
沖縄県沖縄市東１丁目２番23号　ドリーム川上３－Ａ
破産者　吉岡　孝志
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５９号
沖縄県沖縄市知花１丁目23番23号　メゾンコスモ401号
破産者　當眞　正芳
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６３３号
埼玉県ふじみ野市大井662番地53、開始決定時の住所埼玉県富士見市上沢１丁目13番50号
破産者　鈴木　邦昭
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５９８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区29棟503号、前住所埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区28棟303号
破産者　吉田　　豊
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０８号
神奈川県厚木市妻田東３丁目22番40号　メゾン飛鳥103、前住所神奈川県厚木市みはる野２丁目６番６号
破産者　小宮山　淳
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３２７号
神奈川県厚木市下荻野507番地７、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市三田2001番地26
破産者　小林　義明
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５５９号
神奈川県平塚市公所398番地の６
破産者　高橋　弘行
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３６０号
名古屋市中川区八熊１丁目12番６号　明治第４ビル502号、従前の住所神奈川県横須賀市金谷２丁目12番１－108号
破産者　稲本　義博
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５８号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目２番26号　ヴィレッジレジデンス606、従前の住所神戸市中央区東雲通３丁目４番９号　アルテ春日野道１Ｆ
破産者　ＴＡＩＫＯＨこと　関口　明容
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
和歌山県海草郡紀美野町西野702番地５
破産者　中村　修史
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９４号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1961番地21
破産者　竹中　千惠
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６６４号
広島市安佐北区白木町大字三田14番地19
破産者　尾嵜　正巳
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７７号
広島県廿日市市六本松１丁目４番10－308号
破産者　竹口　朋文
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９３号
広島市佐伯区八幡１丁目３－３スカイシティ８番館103号室、住民票上の住所広島市佐伯区八幡３丁目14番10号
破産者　安藤　昭一
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３２号
広島市西区南観音５丁目５番17－202号
破産者　宇根　芳昭
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９号
北海道北斗市久根別２丁目21番25号、開始決定時の住所北海道茅部郡鹿部町字宮浜245番地14
破産者　重平　貴紀
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所